

令和7年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招 集 年 月 日 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年3月5日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	総 務 理 事	大 平 弘 明 君
事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君
住民福祉課長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君
企画商工課長	中 道 隆 介 君	建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農 林 水 産 課 長	金 子 剛 君
水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君
農業委員会事務局長	作 永 善 則 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議会事務局書記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

 日程第1 会議録署名議員の指名

 日程第2 一般質問

 (1) 5 番 長谷川 忠 議員（一問一答）

 (2) 8 番 橋本 義雄 議員（一問一答）

- 日程第3 議案第9号 佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正の件
日程第4 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正の件
日程第5 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
日程第6 議案第12号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件
日程第7 議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
日程第8 議案第14号 佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例廃止の件
日程第9 議案第15号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第10 議案第16号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第11 議案第17号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
日程第12 議案第18号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第13 議案第19号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

改めて、おはようございます。

本日は、令和7年3月第1回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席について、町長から、教育長の職務代理者の欠席の通知があっておりますので、お知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき質問したいと思います。

まずは、町立図書館についてです。

この10年で全国から4,600の書店が姿を消しているとのことです。出版文化産業振興財団の調査によれば、2024年3月時点での全国書店ゼロの市町村は27%とのことです。原因は、書店の粗利率の低さと物流費高騰の課題があるそうです。

図書館の貸出窓口とは別に、購入用の窓口を設けることで、図書館の書籍以外でも気に入った本を注文できたりする仕組みができないものでしょうか。インターネット通販を利用しにくい児童生徒や高齢者が、手軽に本を購入できるコーナー（窓口）を新設することで、利便性が向上し、来訪者も増えるのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

議員御質問のとおり、佐々町内の書店もなくなっております。また、図書館利用者の中でも、気に入った本を別途購入される方もいらっしゃいます。インターネット通販を利用しにくい児童生徒や高齢者は、不便を感じられていることは確かであろうと思っております。

図書館での図書販売の件ですが、国内大手の出版取次業者が、来年度、図書館で読んでみて気に入った本を図書館で購入できる仕組みづくりの実証実験を、全国の複数の図書館で始めるという報道があっていたものだと思います。

教育委員会としまして、この実証実験を注視しながら、法的な整理についても勉強していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今、教育次長のほうから、実証実験という形で、全国にやっぱりそれほど書籍を売る本屋さんが減っているということで、図書館で購入できるような形を模索していると、そういうことで国のほうもちょっと動いているみたいですので、もし、今おっしゃった実証実験が本町のほうにもお話があったときは、手を挙げていただけないかと。

ちょっとお聞きするところによると、経費に関して、実証実験に係る業者が負担するという形で参加すれば、予算的にも、その方面からのお金が出るという話ですので、そのところをよく検討していただければいいなと思っております。

町長にもお聞きしたいんですけど、今の現状で、これだけ佐々町の町が発展しているのに本屋がないという形は、昔は2店舗ほどありました。それがなくなったというのが、やっぱり何となく、だんだん人口増えているのにどうしてなのかなって。やっぱり世の中自体が、SNSとかインターネットを通じて、いろんな本を読んだりできるということがありますので。町長

としてのお考えはいかがなのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、皆様御存じのように、本離れといいますか、本を読まなくなっている子が増えているということは確かでございます、いろいろなメディアが入ってくるということでございます。その中で、皆さん方が本を読むというのは大切だということを、やはり教えてやらなければならないんじゃないかと思っています、町としてもですね。

やはり、そういう本を手に入れるというのが、今、店がないわけでございますので、先ほど教育次長が申しましたように、取次業者が図書館で購入できる仕組みの実証実験をやるということでございますので、町もそこに参加しながら、できればやっていきたいと考えているし、それから、今の図書館法では「図書館無料の原則」というふうにうたわれていますので、なかなか販売ができないわけでございますので、やはりこの実証実験というのは我々も注視しながら、法的に整理できれば、やっていかなければならないんじゃないかと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。なかなか課題もあるようですが。

図書というと、今、近隣の佐世保市あたりでも、街のほうでは本屋さんのTSUTAYAグループが賛同して、結局、飲食ができるような感じとか、そういうものもありますし、とても本町で、そうやってカフェみたいなことをするのは無理と思いますので、世の中の流れとしていろんな形で、図書館というか、図書を扱うところでも形態がいろいろ変わってきていますので、今後、今、取組の事業として実証実験となっておりますので、そのときはよろしくお願いします。

では、少し図書館について御質問させていただきます。

図書館の来訪者について少しお尋ねします。

現在、年間を通して、図書館においでになる数は、どれくらいの方が実数としてあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

年間の来館者数ですが、令和5年度で約8万人の方がおいでになっております。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

8万人、結構な数ですね。やっぱりそれほど魅力がある佐々町の図書館でありまして。

来訪者の、結局その8万人という形の中には、他自治体からの利用者もかなりの数があるんですか。そこのところが分かれば、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

来館者数としてではありませんけれど、利用者数で申し上げさせてください。

佐々町内では全体の大体45%になります。佐世保市が53%で、その他の地区、平戸、松浦等からが2%というような状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

結構、佐々町の方、町民の方も利用なさっているということで、45%ですか。それにしても、結構、佐世保市の方が多いんですね。佐々町もどちらかというと小佐々とか吉井町とか、そういうところにちょっと隣接していますので、そちらのほうには図書館はないんですか。だから、佐々町においでになるという数が、これだけ多いのかなと推察するんですけど、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

この近隣、吉井、世知原等には図書館はございません。

佐々町のほうにおいでいただいているというところについては、あくまでも推測にはなりませんが、皆様からの御意見とかも含めまして、佐々町の図書館は使いやすいということをお伺いしております。駐車場についても停めやすいと、それから館内も明るく、サービスのほうもよくしていただけるということで、そういうふうな話も近隣のほうから、利用者のほうから話をいただいております。

そういったことで、佐世保のほうから佐々のほうに利用をされているのかなというふうに推測をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。

その中で、西九州させば広域都市圏の協約において、図書館の貸出し・返却時の佐世保市、松浦市、佐々町の相互利用サービスとして、返却を松浦で、松浦は少ないと思いますけど、佐世保市の図書館でお借りしたやつを佐々町で返すと。逆を言えば、佐々町から借りた図書を佐

世保市の在住の方が返すときは、どのような形になる。それを、協定を結んでいらっしゃるんですけど、やっぱり双方から図書館か何かを持っていくんですか。ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

西九州させば広域都市圏の事業の一つということで、図書館との連携を行っているわけですが、利用者の方は、佐世保市の図書館で利用された図書を佐々町の図書館で返すことができる、逆に佐々町の図書館で借りたものを佐世保市で返却することができるというふうな連携を図っているところでございます。

ちなみに、佐々町の本を佐世保市に返却というのが124冊、令和5年度の実績です。佐世保市の本を佐々町に返却というのが233冊というふうになってございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

だから、今のお話ですけど、返却は、図書館側が佐々町なら、佐々町で佐世保市のほうに持っていくわけですか、図書館が。逆の場合もありますけど、佐世保市のあれと。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

申し訳ございません。この連携事業において、こうやった返された本については、循環する車があります。その車でまとめて返しているというような状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

そういう形で相互関係を取っていらっしゃるんですね、連携して。

それでは、ほかにですけど、図書館における書籍、月刊誌、図書類の返還状況はいかがなものですか。貸出しによる返還状況です。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

返還状況ということで、まず貸出期間につきましては、図書は2週間、雑誌、それからDVD等は1週間ということで決めているところです。

また、予約のない図書に限りになりますけれども、2週間までを限度で延長することができる

というふうにはしておるところです。

恐らく、返還される方について、順調に返されているかということじゃないかなと思うんですけど、期限までに返却されない方については電話での催促をしております。そこでもうほとんどが返却はされている状況ですが、3か月が過ぎるような方があれば、次は文書催促ということで、そういった手順で行っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

人によっては、そうやって返却率が悪い状態の方もいらっしゃると思いますが、ほかに、貸出し中に不慮なる紛失や破損に対しては、図書館側としてはどういう対応をなさっているのかなど。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今おっしゃられた紛失だったり、それから図書を汚してしまったりと、それから破れてしまったりとかいうような状況は確かにございます。

対応といたしましては、使えなくなってしまったもの、それから、なくなったものについては、現物での弁償もしくは現金での弁償をしていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。やっぱり、どうしてもそういう事態はあることはやむを得ないと思います。そのほかに、書籍類の無断持ち出しなどはないですか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

図書館の図書を無断でというふうな話でございますけれど、確かに、年に1回、業者さんでいう棚卸しということで、蔵書の点検を一冊一冊行っておるところです。その中で分かってくるんですけど、やはりなくなっている本があるという状況は、毎年起こっておるところでございます。

そういった対策についても、職員の見回りを強化して注意喚起ができるように、そういった対策も取っておるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

あるんですよね、やっぱり。子供さんたちも、結局、勉強しにやって来たりして、参考書なんかを開いて見ていて、帰るときに思わず持って帰ったとか、そういうこともあるんですよね、やっぱりね。故意的にやる方も、それはまあ、いらっしゃるかもしれませんが。そういうのって少しでもなくさなきゃいけないじゃないですか、公的なあれですから。

そういうことで、セキュリティーで、街の本屋さんなんかちょっと見たりすると、レーザーか何か、出入口のところあって対応する。紛失を避けるため、盗難ですか、セキュリティーのあれをつけていらっしゃるところありますけど、本町の図書館には無理でしょうね、やっぱりそういうのは。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今おっしゃられた対策ということで、書店においてはＩＣチップ、そういったのが組み込まれておりまして、出た時点で機械が鳴るというようなセキュリティーをされているところがあり、公立の図書館においてもそういった対策を取られているところもあると聞いております。

システムの導入については、ＩＣチップを全ての本に組み込む必要があると。それから、そういったシステムの構築をする必要があるということで、大変高額になるわけございまして、そういった点については、導入されている自治体の状況等も、これからちょっと研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

了解しました。

図書館についてはもういろいろ聞いたわけですが、次に行きます。図書館は本当、ＬＥＤも設置されて明るく、また他町村の方も利用が多いということで、今後ともすごくいい形で図書館を運営なさることを希望します。

では、次に行きます。

佐々川河川敷について、そして、付随しまして、松浦鉄道の新規事業についても、ちょっと関連性がありますので、一緒にお話をさせていただきます。

本町の魅力ある河川敷、健康増進にもつながる遊歩道に、自転車専用道を併設することはできませんか。佐世保市は、自転車の国際ロードレース「ツール・ド・九州」の開催を、今年誘致する方針を明らかにしました。これに伴い、県北地区の振興にもつながる絶好の機会です。

本町には、観光資源はさほどありません。しかし、自然と利便性は他の自治体に劣らないと思います。もし、自転車専用道を併設することができれば、近隣の交流人口が増え、本町の活性化につながるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質問でございますけど、県内で、鉄道の廃道敷を活用しながら「自転車歩行者専用道路」として整備をされている自治体があるわけでございます。自転車歩行者専用の道路は、サイクリングとかウォーキングされている方が混在している区域において、快適性とか安全性を考慮して整備されているわけでございますけど、町内の河川敷の遊歩道を見ていると、多くの方がウォーキングされておりまして、自転車歩行者専用道路というのを整備することで、歩行者と自転車が混在して、安全性の担保が懸念されると。狭いところがたくさんあるわけでございますので、なかなか難しいのではないかと考えていますし、歩行者の快適性とか安全性を考慮すると、積極的に自転車歩行者専用道路というのを整備することは、難しいのではないかと考えているところでございます。

自転車歩行者専用道路を整備するためには、やはり専用道路として、連続して十分な延長を確保する必要がありますし、それから道路構造令で定められた道路の路肩の確保もしなければならぬということで、そのための用地取得とか工事費に多額の費用が必要となるということを考えていますし、整備を進めるに当たっては、なかなか難しい問題があるのではないかと考えておりますので、今のところは、やはりどうすればいいのかというのはもちろん検討しなければならぬとは思っていますが、難しいのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

確かにおっしゃるとおりです。自転車専用道路というのは、うちの佐々川を上流から下流に渡るまで、結構、ウォーキングロードという形で、県のほうとも一緒に維持管理なさっていますけど。できればねと思ったんですけど、地理的に考えてやっぱり無理かなと、私も思わないことはないんですけど。

それに付随して、自転車を何でここで持ち出したかという、やっぱり一つは、佐世保市が今度初めて「ツール・ド・九州2025」をやるということで、それが今年の10月10日とかいう話なんです。だから、自転車熱が、またここで上がるんじゃないかと思って。

近隣でそういう大きなイベントがあるということもあるので、自転車愛好家の方が佐々のほうにもおいでになるんじゃないかなろうかと。結構、佐々町というのは平たんなところが多くて環境もいいですので、そういうのにタイアップしていくのが、また一つのあれかと思いましたが、そこは難しいということで了解しました。

それで、3番目の松浦鉄道の話になっていくんですけど、松浦鉄道が乗客を乗せていますよね。乗降客がいますよね。そして、少ないときがあるじゃないですか、やっぱりどうしても日中ですね。だから、その時間帯を利用して、松浦鉄道の乗客が減少する通勤・通学の時間外に、自転車を持ち込むようなシステムを導入できないかなと思って。現に、南島原市ですか、島原鉄道、あそこはそういう形で、自転車を乗せてやっていらっしゃるということをお聞きしていますが。

松浦鉄道は、今度も臨時会に町長が出席なさって、燃油高騰とかの兼ね合いで、またお金をやっぱり地区、地区で、乗降客の人数で割り出されているお金の拠出かと思いますが、そういう形でお金も出しているから、お話もできるんじゃないかなろうかと。そういうシステムを導入で

きないかとお話をしていただけないかなと思って、ちょっとここに挙げてみましたけど、町長、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
松浦鉄道への自転車の持ち込みでございますけど、現在、松浦鉄道で「サイクリング列車」として今実施されているところでございます。（長谷川議員「そうですか。」）
はい。これは、佐々には来ていないんですけど、対象区間が伊万里と佐世保間で、土曜と日曜と祝日に上下4便ずつ、事前に佐世保駅まで連絡していただければ、そういうシステムになって乗られるということになっているということをお聞きしておりますので、その運用につきましては松浦鉄道が主体者でありますので、運用の拡充については、こういう町民の要望がありましたよというのは、我々も松浦鉄道にお伝えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

すいません、私も勉強不足で。実際、やっていらっしゃるんですね、やっぱりね。いやいや、とんでもございませんでした。すいません。

それはいいんですけど、その間で、世知原とか柚木のほう、あちらのほうでは、昔、炭鉱があった路線というか、石炭を運ぶときにトロッキとか何かの線路があった、あれを利用して、今廃線になっているから、そこを専用道路とお使いになっているみたいですので。そういうのにやっぱり、今、佐世保市と伊万里間ですか。だから、そこで皆さん利用できればいいなと思ったんですけど。いや、本当、うちでは無理かもしれませんが、そういうふうに松浦鉄道がやっているということは、住民の皆さん知っているんですか。私は全く知りませんでした。

いいです。どうもありがとうございます。

それでは、先ほど、図書館についてちょっと申し上げましたけど、ごめんなさい、前後しますが。

以前質問した、図書館横に隣接する「生きがいと創造の家」ですか、そのプレハブ（木工施設）の老朽化対応策をちょっとお尋ねしたときがあったんです。その後どういうふうになったか、ちょっとお聞きしたいなと思って。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
図書館の横にある「生きがいと創造の家」ということで、プレハブの木工施設が老朽化しているわけでございますけど、運営方法などいろいろな問題を整理して、利用者の理解を得ながら進めていきたいという旨をお答えをしたわけでございます。
陶芸、木彫、それから手芸クラブ、それぞれのクラブの皆さんと意見交換を行いまして、課題の整理を行いました。
陶芸につきましては会員が1名ということで、指導者のみとなっております活動休止状態

という状況でございまして、また今後再開の見込みがないということで、陶芸の材料とか備品について整理を行っていただきまして、陶芸のほうが利用されていたスペースは、今、木彫クラブの方が利用できるような整備をしているところとございまして、令和7年の4月からは利用を予定しているということでございます。

また、生きがいと創造の家の利用といたしますか、町内に居住されている方に限られておりましたが、現状は5名の町外の利用者がおられるということで、利用形態についても課題が生じているわけとございまして、引き続き、利用者と意見交換を行いながら、諸課題の解決に取り組まなければならないと思っております、やはり将来的にはもう、これを取り壊すべき時期に来るのかなということを考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。いい方向で向かっているということで、よかったです。

次に行きます。

本町の防犯灯についてです。

現在、本町には防犯灯として管理されている街路灯、各町内会管理を含めて、何灯あるのですか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

お尋ねの防犯灯でございますが、町内会が管理している防犯灯は772灯でございます。

また、商工業者で組織されております街路灯組合が町内に4団体ございまして、それぞれ管理されている街路灯が、中央街路灯組合で82灯、北部街路灯組合で30灯、南部街路灯組合で40灯、それから栄町通り商工協同組合で50灯の計202灯となっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

結構あるんですね、やっぱり。772灯と。やっぱり佐々町は明るいですね。

でも、今後のことを考えると、今おっしゃったように4部会があります。街路灯組合も、周辺の環境変化によって、小規模商工業者の経営環境は著しく厳しい影響を受けている現状でして、商工会員の4部会、中央と栄町通り、そちらで構成なさっている部会は町の中心部だからよろしいんですけど、北部街路灯組合とか南部街路灯組合、そちらのほうは結構ぽつぽつと廃業届が出ちゃって、やっぱりその維持をやれないという形で、街路灯組合から抜けられる方が多々いらっしゃるんですね。

だから、今後も、店舗廃業によって運営管理に部会としても支障が生じてくるのではないかと思います。だから、廃業店舗の街路灯が出てきた場合、本町の防犯灯として、移行管理はこれからもできないかとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これまで、廃業などで電気代が負担できなかった商工業者の街路灯につきましては、街路灯組合で撤去していただくか、そのまま組合で電気代を負担していただいているという現状でございます。その中で町内会から、そのまま防犯灯として残していただきたい、使用したいという申出があった街路灯につきましては、町内会に電気代の支払先を変更して、管理をしていただいているというケースもございます。

どちらにしても、該当する町内会との協議が必要になりますが、そういったケースが発生した場合は、我々のところに相談していただければと思っていますので、どういう方向性があるのかというのは、皆さん方とお話をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

前向きに町のほうが、街路灯組合も、どっちかというとは昔は、結局国の地方自治体の交付金か何かで、お金が要らずに設置したところもあるんですよね。

だから、維持管理というのは今部会のほうでそこそこ、保険かれこれも掛けたりして、部会で維持管理費を取ったりしていますけど、大変な時期になってくると思いますので、町のほうでそうやって、街路灯という、宣伝にはもうなっておりませんので、看板もつけていますが。そうやってどんどん小店が減っていく現状は、もう目に見えて分かっておりますので、町としてそうやって街路灯を防犯灯として、LEDですか、今ああいうふうランニングコストも安い形で設置できますので、今後もそういう方向性でよろしくお願いします。

では、最後にお尋ねします。

佐々町の町民プール、老朽化した町民プールの施設、今後どのようにお考えですか。ワンシーズンだけで年間を通してありますので、なかなか維持管理も大変だと思いますし、場所が千本公園の近くであって、利用者数もいかなものかと感じていますが、年間、ワンシーズンにおいて、どれくらいの推移で町民の方が利用なさっているのか、ちょっとお尋ねしながらいきたいと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

町民プールの利用実績でございます。

令和6年度が1,261人、36日間開所をしておりましたので、1日平均大体35人の方においでいただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

結構使われているんですね。私も、最近はちょっとあっちのほうまで上って、夏は行っていませんので、プールの管理はどうかと思ったんですけど、利用者、結構いらっしゃるんですね。

でも、かなり老朽化しているんじゃないですか。築どれくらいつんですか、あそこが、プールをオープンして。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、老朽化した町民プールということでお話がありました。町民プールにつきましては、昭和57年に建築をされまして、今43年が経過しているということでございます。

平成13年と14年に約4,400万円かけて、プールの防水工事とか管理棟の改修工事も行っているわけですが、しかしながら、やはり施設内の設備というのが、ほとんど耐用年数を超えておりまして、特に給排水管の老朽化というのが激しくて、漏水等も頻繁に起こっているという現状で、なかなか厳しいわけですが。

今、先ほど次長が申しましたように、今年度35人が利用されているということでございますけど、以前は60人から70人は利用されていたと思っております。その中で、やはり半減しているということもあります。それから、コロナ禍から子供たちの夏の過ごし方も変化があったんじゃないかと想定をしていますけど、今後、このプールをどうするのかと。

やはり施設の改修費用も相当程度かかるわけですが、プールも必要だとは思っていますけど、利用状況を考えながら、今後このプールをどうするのかというのは、やはり検討していく必要があるのではないかと。相当の費用がかかるということ、今どれぐらいかかるかちょっと分からないんですけど、話を聞いていますので、なかなか維持していくのも難しいのではないかとこの考えもあるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

お聞きしてびっくりです。43年になるんですか。それはすごく老朽化しているでしょうね、やっぱりね。

町長のお話ですと、改修工事に前回は4,400万円かかったとおっしゃっているし、今後このまま放置するわけにはいきませんよね。だから、どこかで張りをつけて、町のものですので、考えなくてはいけない時期が来ているんじゃないかならうかと思います。そこはまた、そこそこ執行が考えることでありますでしょうから、よろしくお願いします。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5 番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

55分まで暫時休憩といたします。

（10時44分 休憩）

（10時54分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回は、まちづくりについて、北部に河川公園を、それから、小浦浜支線沿いの河津桜についてを質問をいたします。

まず、まちづくりについてであります。西九州自動車道4車線化で、佐々～佐世保中央が3月に開通になります。そして、佐々町の中央には商業施設ができるということで、交流人口も増えてまいります。そんな中で、町長はどのようなまちづくりを進めていかれるのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、まちづくりは、町長がいつも言われているように、佐々川を中心とした自然豊かな環境を生かして推進していくということは、私もそういうふうに思います。そのためには、管理計画を立ててちゃんと管理をする、特に道路、公園、そして三大まつりの花です。町のよさは、ちゃんと管理しているかどうかというので決まるんじゃないでしょうか。そう思いませんか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

まちづくりということです。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員がおっしゃるとおり、道路と公園などの公共施設がきちんと管理されていることが、まちづくりというには欠かせない重要な要素であるのではないかと考えているところでございます。

町道の維持管理につきましては、町道の除草工事としまして、業者に発注をしながら除草を行っているほかに、道路維持補修班で対応を行っているところでございます。

除草作業の繁忙期などは、シルバー人材センターにも委託をして対応するなど、町道の維持管理というのは、やはり新しい、きれいな道づくりというのを努めているところでございまして、また、町内会とか愛護団体の行う道路等の除草とか清掃活動に対しても支援を行っているところでございまして、住民の方々の御協力によりまして、町道の環境美化に努めていただいているということで認識しておりまして、我々としましても、とても感謝をしているところでございます。

公園の維持管理につきましては、建設課の道路維持補修班を中心に、一部シルバー人材センターへも委託を行いながら、定期的に草刈りを行っているところでございまして、なかなか草が早く生えるもんだから、ついていけないところもあるんじゃないかと思っているところでございます。

また、公園の遊具につきましては、腐食とか破損などの危険箇所を早期に発見しながら、公園利用者が安全、安心で快適に遊べるような、適切な施設を維持管理することを目的としまして、これは町の職員による日常の点検を行っていますし、年に1回は専門業者による定期点検を行っている次第でございます。

点検の結果によりまして、危険性が高いと判断されました遊具等につきましては、使用禁止や撤去などの措置を講じておりまして、遊具等の修繕につきましては、やはり点検結果を基に優先順位をつけながら、順次実施をしているところでございます。

それから、桜でございますけど、令和2年から年次計画を立てまして、計画的に桜の樹勢回復業務を委託業者によりまして、病虫害の治療などを行っているところでございまして、それから、ショウブの管理につきましては、現在、道路維持補修班を中心としまして、シルバー人材センターにも委託をしながら、年間を通して今、管理しているところでございます。

町がいろいろ管理する財産というのは、町道や公園、それから桜とかショウブの管理など、全体的に量が多いところもありまして、十分手が行き届かないという状況もありますので、全てが常にきれいな状態を保つということは難しいことではありますが、やはり町内会とか愛護団体さんの御協力も得ながら、限られた予算の中で、状況を確認しながら、町全体のバランスを踏まえ、効果的な維持管理というのは、我々も努めていくように努力をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

いろいろと管理について説明が、町長、ありましたけども。

まず、道路でありますけど、やはり町内会の清掃、その他愛護団体の云々で、年に2回ぐらいは道路清掃ができると思っています。

ところが、町内会がしたところは大体そろっているんです。ただ、山間地になると、そのまま放置されたところがやっぱりあります。年に1回刈るか、刈らんかの状態の町道がありますので、そこを点検しながら、管理をしていただければと思います。

それから、公園についてでありますけど、愛護団体で、各地域の公園はそうした方が管理されてきれいなところもあります。ところが中央、例えば皿山公園、それから千本公園、今、遊具が新しくなってお客さんも増えています。しかしながら、その遊具の周りだけで、周りから上のほうに行くと、皿山なんかはもう竹が生えて山になりつつあります。どこかで整備をして、どこまでするんだということをちゃんと決めてやらないと、なかなかできないんじゃないかと。

そしてまた、皿山公園の上には桜がいっぱい植わっています。しかし、その桜も咲くかどうか分からない状況に今あります。桜というのはそんなに手の要るもんではありませんので、年に3回草を刈ったり、肥料を2回すれば確実に咲きますので、そういったちょっとしたことは計画的に、年間計画を立ててやっていただければと思います。

それから、いろんな花が佐々町にありますけども、やはり祭りごとは予算を組んでちゃんと今やられています。この前も、シロウオまつりと河津桜まつりが開催されたばかりであります。行ってみると、やはりそのときはきれいにしとります。桜堤も、おお、立派になつとるねというところまでしています。しかしながら、桜の管理がなかなかできていないもんで、私が言うんじゃないくて、通りすぎる人が、あまり桜手入れしていないねという声も聞きました。そういうことで、ぜひ管理もしていただきたい。

平成16年、17年に桜を導入して、千本桜の植栽をしたわけですけど、そのときから一時は、河津桜はこの地域にはあんまりありませんでした。後から佐世保とか平戸とかに植えられたんですけども、今、その後から植えられた河津桜に、そこ、追い越されていますよ、はっきり言って。

というのは、そんなに手がかからないんですから、ちゃんと、今はきれいにしとります、祭りがあったら。それから8月、9月まで放置されとります。その間に肥料もやらんばいかん、

草も刈る、そういった作業がそこの中であると、成長していくんです。やはり、桜は大きくして何ぼですよ。

そういうふうな形で、せっかく植えられている桜ですから、ちゃんと手入れをしてもらいたんですけども。そういった計画を立ててください。どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すいません。桜の管理につきましては、今おっしゃいますように、作業班とかシルバー人材センターに委託しながら管理はしているんですけども、おっしゃいますように、行き届かないところがまだ、先ほど言いましたようにありますので、今後、そうならないようにしっかり管理していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

すいません。今、河津桜・シロウオまつりが終わった。今度はしだれ桜の番です。今日も、朝から私はどうなつとるのかと思って、1周ずつとしてきました。まだ祭りが先だから、今から草刈りされるのかなという感じで見たわけですけども。祭りの前にはちゃんとできとるんです。町長はそこだけ見とるんじゃないかなと思うんですけど。たまに違うときに行ってみらっさんですか。がっかりしますから。

そういうふうに、佐々町に、祭りに来られるのはやはり花があるからなんです。河津桜にしても、しだれ桜、それから先ほど言われましたショウブです。ショウブは、ここ一、二年はよく咲いています。しかしながら、いつも言っていますけども、大村という見本がありますので、あそこのを見て研修して、そして県北の方に喜んでもらおうと、そういう意気込みを持って花をかわいがると、いい佐々町の観光ができてくるんじゃないですか。そういうことを、もう私もこれが最後ですから腹いっぱい言いますけども、後は言いませんので。

そういうことで、管理の面についてはちゃんとやっていただけたらと思いますが、課長、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すいません。同じ答弁になるかと思うんですけども、しっかり、いい花等が咲くように管理していきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そんな難しいことじゃありません。年に3回草を刈って、あと、お礼肥と寒肥をやれば立派に育ちますので。育たぬところは何か原因があると思います。

ということで、次に移ります。

北部にも河川公園をということで、令和5年の9月に質問いたしました。北部に河川公園をということで、再度提案するわけではありますが、高齢社会の中で、健康増進、健康づくりの拠点として、ぜひ取り組んでいただきたい。国、県の予算がつければ、取り組んでいただけるんですか。

やはり地域づくりの一環として、住民の皆さんが快適で豊かな生活を送れるための支援ということでお願いしとったわけですが、最近、本当に河川敷は散歩者が多いんです。そして、それも私みたいな高齢者が多いです。そういった人たちがそこで一服する、休む、便所があれば、大変助かるんです。そして、そういったことから地域の輪が出てきます。そしてまた、そこが拠点として、生きがいのある生活が地域でつくられてくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。どうですか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川というのは本町中央に流れるシンボリックな河川でありますので、今後、本町のいろんなこと、まちづくりを考える中では、やはり外すことのできない重要なものということとは分かっている次第でございます。

また、日頃、住民の皆様が健康づくりとか憩いの場として、河川沿いを歩かれている姿というのを、私も歩いていますので、町としても大変健康的ですばらしいことじゃないかとうれしく思っているところでございまして、前回は答弁させていただきましたとおり、休憩所とかトイレを含めた河川公園の整備については、国とか県の補助があればよいのですが、該当する事業が今はないということで、現在もその状況というのは変わっていないところでございまして。やはり、国とか県の、現在、憩いの場をつくるような計画がないということもお聞きしていますので、なかなか町として、国が何もなかった場合で補助事業がないということ、活用できるようになればまた考えることもあるわけでございますけど、現状は休憩所とかトイレを含めた河川公園の整備というのは、単独ではなかなか厳しい状況ではないかと。

我々も、そういうことがあれば大変便利で、皆さん方も助かるとは思っていますけど、やはり金額的にどうなるのか、たくさんのお金が必要と、場所の設定もしなきゃならないということで、なかなか難しいところがありますので、現状ではなかなか難しいということで、御理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

予算的にはいろいろあることは分かります。しかしながら、国、県をよく見ていると、それがあつたらすつと取り組むと、そういう気持ちが欲しいんですよね。だらだらじゃなくて、もう常に、常に思っと思ってください。

そして、そこの中には、場所的にはさざん花の下の方にありますので、そのところで造ってもらえればと思いますし、一応、そこが拠点となれば、まだ、今度は神田地区にも桜あるんですよ、神田の工業団地。この前も言いましたけども、40種類近くの銘木が植えられています。かなりの太さに成長してきております。

そういった桜もあるし、そしてまた、神田駅の下に河津桜が植わっていたんですけども、こ

れが台風で半分以下になりました。それとか、住宅の駐車場造るということで、叩き切られて少なくなっております。しかしながら、それも補植すれば、そこに河津桜の里ができるわけです。

なぜ言うかという、桜堤の河津桜は神田の河津桜よりも早いんです。1週間違うんです。そうすると、桜堤で、あら、もう散ってしまっているなというときにも、じゃあ、神田に行かれたらと、それでは満開ですよと、そういう説明ができるし、そういった花見の仕方もあるんじゃないかと。そういうことで、また、松浦鉄道の脇だから、いい観光になるんじゃないかと思しますので、そこんところを含めて、忘れないように国の動向を見てもらえればということをお願いして、この質問を終わります。

次に、小浦浜線沿いの支線の河津桜についてであります。これは、先ほども言いましたけど、平成16年、17年に桜の植栽事業が企画で取り組まれて、その事業として河津桜を植えてあります。それで、取り組んでいるグループは、高齢化で当面管理ができない状況ということも報告しております。そういった業者は役場、そういうことで、今、手入れをすれば、かなりいい方向に行くんじゃないかと思えます。

それと、今、その河津桜の対岸に、ハマボウが1キロ以上群生しているんです。だから、その河津桜を手入れすることによって、そこから対岸のハマボウがきれいに見えるんです。そういったところから、その両方の管理をボランティアか何かに頼んで、どうにか管理ができないだろうかと思って、町長に知恵を借りたいなと思って質問したわけですけど、どうですか。どうにか管理できるような方法はないですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私に知恵といっても、なかなか難しいんですけど。

小浦浜線の支線—1の道路敷については、道路の維持補修班が年に一、二回ということで除草作業は行っているところでございまして、今、橋本議員がおっしゃったように、ハマボウは、長羽恵海岸という名称で、土地は農林水産省の所有で、県が農地海岸の指定を受けて整備とか管理を行っている護岸でありまして、そこに自生をしておるということでございます。

しかしながら、農地海岸の指定といいながらも、背後地の整備された農地は、現在、工場団地として利用しているわけでございますので、県の農林部の所轄でございますので、維持管理に係る予算確保というのは大変厳しい状況にありますので、現状は、町の道路維持補修班で除草作業を行っているところでございまして、どちらにしましても、夏場に草が生える状況でございますので、今後とも町としてはそういう除草作業については、適切な時期に対応できるようにしてまいりたいとは考えているわけでございますけど、これを全てボランティアとか何かで管理できないかというのはなかなか、誰かボランティアがいらっしゃればお願いをしたいと思っておりますけど、私の知恵ではなかなか。

そういうことで、今考えているのは、町でできるだけ維持管理はさせていただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

町で管理、ぜひしてくださいと言いたいところなんですけども、なかなかできないので、地

域の方、それから工場団地に何社かありますよね。それ、何人かでも出てもらってすれば、1日でさっと終わるわけですから、そういうところをちょっと考えてもらえればねと思うわけです。

ただ、ハマボウについては、西海市では市の花木になつとるんです。平成21年に指定されて、大事に扱われております。そういうことから、県も準絶滅危惧種に指定しているわけですよね。そういうことで、あれだけのハマボウがあるというのは本当に珍しい、県でも珍しいかなということで、予算の説明書の中に「資源を生かした観光地づくり」というのを書いてあったんですけれども、それがそこに当てはまるんじゃないですか。素晴らしい環境だと思います。

そこを、どのくらいかかるかは分かんんですけど、やっぱり呼びかけて、そうすることによって、そこでも大きなイベントができます。そしてまた、私みたいに足が悪い障がい者の方でも、それから高齢者の方でも、バスの上から見学できるんですよ、ずっと700メートルありますのでね。700メートルの町道をずっと桜を見て、それが終わったら、今度はハマボウが見れるんです。そういう資源を生かした観光地づくりなら、そこが一番適しているんじゃないかなと思うわけですが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、そういうこともあるか分かりませんが、ハマボウは佐々川の河口にもずっと今、生えてますもんね、いっぱい、今、私も散歩します。たくさんありますので、あそこだけでなくこちらでも見られるということで、なかなかどこがいいのかって分からないわけでございますけど。

バスが行けるということであれば、そういうことができるんじゃないかとは思いますが、どちらにしましても、我々としては、そういうボランティアの方がいらっしゃればお願いをして、なかなか我々だけで管理するというのはちょっと難しいわけです。だから、そこら辺。

それから、県の準絶滅危惧種にハマボウはなっているということでございますので、そこら辺は、県がどう考えているのかも話をしなければならんと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことで県とも協議をしながら、ぜひ、前向きに考えてもらえれば、大きなイベントがそこでもできますし、いろんな大会もできるんじゃないかなと思っております。

ただ、残念なのは、あそこの桜は、そこの桜堤の桜よりも大きくなります。今もなつとりです。成長が早いです。ですから、そこを含めて管理することで、もう本当にいい桜の里になりますので。

町長、私も今日、朝早う行ってみたんですけど、もうかわいそうなもんです。桜の芽が出るところにカズラが張って、もうどうしようもないような状況。そして、道路際はカヤがこがんで大きくなって、ガードレールを越えて、草が太つとります。そういう太るところに、管理をして、桜に栄養やればどれだけ太ると思いますか。そういうことで、ぜひ明日でも朝行って、見てください。かわいそうだと思います。

そういうことで、いろいろ言いましたけども、私の質問はこれで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。
30分まで暫時休憩といたします。

（11時23分 休憩）

（11時31分 再開）

— 日程第3 議案第9号 佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第3、議案第9号 佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第9号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

佐々町職員等の旅費に関する条例の改正内容について御説明いたします。

議案書の11ページ、議案第9号、総務課資料をお願いいたします。

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されまして、令和7年4月1日から施行されることとなっております。この法律は、70年以上にわたり基本的な内容が維持され、現下の経済社会情勢に合わないものとなっております、今回大幅に改正されております。

本町の条例も旅費法同様、現下の経済社会情勢に合わないものとなっておりますので、改正するものでございます。

今回の改正の主なものでございますが、資料の中段の3を御覧ください。

まず、宿泊費でございますが、これまで県外の甲地、県内の乙地の定額支給から、国の旅費支給規程に定める上限付きの実費支給に改めます。

また、東京都や大阪市などに出張した場合の日当、宿泊料の3割増しの規定、交通費2,000円支給の規定を廃止いたします。

次に、外国旅行に係る経費ですが、これまで定額で支給していた食卓料・支度料を実費支給の渡航雑費に改めます。

そのほかの改正ですが、俗に言うパック旅行を包括宿泊費として新設いたします。職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者への直接支払いができるように改正いたしまして、県庁等への派遣など赴任に係る転居費、着後滞在費、家族移転費などを新設いたします。

2ページをお願いいたします。

佐々町職員等の旅費に関する条例。

佐々町職員等の旅費に関する条例（昭和31年佐々町条例第13号）の全部を次のように改正す

る。

改正前の条例から変更となる部分の御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

3ページ、第3条第6項でございます。こちらの規定につきましては、旅費役務提供者への直接支払いに係る規定を定めておるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条、旅費の種目でございますが、その他の交通費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費を新設しております。

7ページをお願いいたします。

第12条、その他の交通費でございます。ここに規定しております文言ですが、まず第1号が路線バス、第2号がタクシー、第3号がレンタカーによる旅費の規定を定めておるものでございます。

同じく、7ページの第13条、宿泊費でございます。宿泊費は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、規則で定める額としております。

18ページをお開きいただければと思います。

16ページ以降に、佐々町職員等の旅費に関する条例施行規則（案）をつけておりますが、その第11条に宿泊費基準額を定めておりますが、宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程、別表第2を準用することとしております。別表第2では、国内出張でいいますと、都道府県ごとの宿泊費基準額が定められております。

7ページにお戻りください。

第14条、包括宿泊費でございます。いわゆるパック旅行の代金の規定でございます。

8ページをお願いいたします。

第16条、転居費、第17条、着後滞在費、第18条、家族移転費でございます。こちらは、本町で考えられるケースといたしましては、県庁への派遣になりますが、その際に係る費用について規定をしております。

9ページをお願いいたします。

第19条、外国旅行の旅費でございます。海外への出張に関する旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例により、その都度、任命権者が町長と協議して決定することと規定しております。

10ページをお願いいたします。

第23条、旅費の調整でございます。

第23条の第3項ですが、一般職の職員が特別職の職員に随行して出張する場合の旅費は、日当を除いて、特別職の職員と同額とすることとしております。

附則。施行期日、第1項。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置、第2項。この条例の施行期日前に改正前の条例を適用する旅費の支給については、なお従前の例による。

第3項。地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）、附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、条例第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

今、総務課長から説明がありました。

これに対する質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

この条例は、それぞれ各職員とか会計年度任用職員とか、全ての方が対象になる新たな条例と思うんですが、その中で、学校教職員の方とか用務員の方が町内移動した場合の旅費が想定されますよね。それは、どの条文を適用なさって支出されるのか。そしたら、職員なんかも、例えば北部の神田まで行ったり、南部の真申まで行ったとき、旅費は支給、町内では私はないと思っとったもんですから、そこら辺がどのような条文で旅費を出していくのか。

通常でしたら、旅費というのは、職員だけであって、悪いですけど臨時とかほかの、私たちも一緒ですけど、報酬をもらっているのは、文言としては費用弁償という言葉で表すのが普通じゃないかと思うんですが、あえて県の職員の教職員の旅費として予算を組んであるのは、どのように処理をしようと考えておられるのか。1点、お伺いします。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

すいません。市町村立の教職員の派遣でございますが、学校の教職員については、市町村の、佐々でいいますと町の職員であるということになっております。任命権と、それから給与の負担のほうは県のほうからということになっておりますが、公立の小中学校の教職員は市町村の職員ということで、旅費についても同様に、こちらのほうから支給をしようというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

それは、そしたら教育行政に関する何とかの法律の大体どの辺りの、法文をちょっと教えてください。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

すいません。ちょっと法律の条文までは、すみません、今確認はできておりませんけれど、文部科学省のほうの教職員の人事等に関する資料というところで書いてございまして、それで、今、話をさせていただきました。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

3問目じゃなくて、2問目の続きでお願いします。はっきりせんば、ちょっと進まんもんですから。

普通、私たちは、町の職員は旅費という言葉で使うと。そしたら、市町村の条例で、そうし

た場合、この条例のどこを適用するのかなと思ってですね。その県から派遣した教職員については、町の条例等ですからという文言の、1項か2項か3項のどっかに記載すべきじゃないかなと思って。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（11時43分 休憩）

（11時51分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

須藤議員の質問に対して、明確な答弁が今のところできないということでございますので、13時まで暫時休憩といたします。

（11時51分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁、よろしくお願いいたします。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

すみません。時間を取っていただき、ありがとうございました。

市町村立小中学校の県費負担教職員は、市町村の職員であることから、先ほど佐々町職員等の旅費に関する条例を適用していると申し上げましたが、条例条文を改めて確認いたしましたところ、第2条の佐々町職員定数条例に定める一般職員というふうにうたっておりまして、そこには該当しないということで、誤っておりましたので発言のほうを訂正させていただきます。

佐々町立小中学校の県費負担教職員は、実費弁償条例第1条、今の第1条第1項第9号の「町又は町の機関等が依頼した者」を適用して、額については第2条の規定による佐々町職員等の旅費に関する条例、別表の種別第3号から実費として支出をしているということでございました。

誤っておりました。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番いいでしょうか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、その条例的に規則、規程とかには、どのように対応していこうと考えておられるんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

町内出張の旅費、バス代等につきましては、規則のほうで整理をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第9号 佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の
一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第10号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の改正内容について御説明いたします。

本条例改正は、先ほど議決いただきました佐々町職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、関連する条例を改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正の件。

第1条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐々町条例第19号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容ですが、改正後の新旧対照表、第5条第1項を御覧ください。

第1項では、改正後の旅費条例の規定の例に基づいて、旅費を支給する旨を定めておりますので、改正後の旅費条例の条例番号に改正をしております。

次に、改正前の新旧対照表、第5条第2項を御覧ください。

第2項中、別表第1種別第2号に準じて費用を弁償するとしておりますが、種別第2号は副町長、教育長の国内旅行に関する旅費について定めておりましたので、改正後の旅費条例で支給する旅費の額は、副町長の旅費の額とすること。

また、別表、備考の佐世保市、平戸市、松浦市への出張の際には、改正前同様、日当を支給しない旨を規定しております。

3ページをお開きください。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容ですが、改正後の新旧対照表、第4条第1項を御覧ください。

第1項では、改正後の旅費条例の規定の例により、旅費を支給する旨を定めておりますので、改正後の旅費条例の条例番号に改正をしております。

次に、改正後の新旧対照表、第4条第2項を御覧ください。

改正後に支給する旅費の額は、議長においては町長の旅費の額、副議長及び議員においては副町長の旅費の額で支給することと定めております。日当については、4ページの改正前の新旧対照表の別表1を御覧いただければと思いますが、改正前は議長が2,600円、副議長及び議員が2,500円となっておりますが、改正後の旅費条例において、町長は2,600円、副町長は2,500円となっておりますので、変更はございません。

3ページにお戻りいただきまして、改正後の新旧対照表、第4条第3項を御覧ください。

改正後は別表1、別表2を削除することから、改正前の別表3を別表に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正内容ですが、改正後の新旧対照表、第5条を御覧ください。

第5条では、改正後の旅費条例の規定に基づいて、旅費を支給する旨を定めておりますので、改正後の旅費条例の条例番号に改正をしております。

6ページをお開きください。

第4条、佐々町実費弁償条例（昭和43年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

佐々町実費弁償条例の改正内容ですが、改正前の第2条の規定を改正後は第1項、第2項に分け、第1項においては改正後の旅費条例の規定により、旅費を支給する旨を規定し、第2項においては改正前の旅費条例では別表種別第3号、この第3号というのは町長、副町長、教育長などの第1号、第2号以外の職員の規定となりますが、その別表種別第3号に準じて支給することとなっておりますので、一般職の職員の旅費の額にする旨を定めております。

7ページをお願いいたします。

第5条、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容ですが、改正後の新旧対照表、第25条第1項を御覧ください。

第1項では、改正後の旅費条例の規定の例に基づいて、旅費を支給する旨を定めておりますので、改正後の旅費条例の条例番号に改正をしております。

第2項では、改正後の旅費条例の一般職の職員の旅費額で支給する旨を規定しております。

8ページをお願いいたします。

第6条、佐々町消防団条例（令和4年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

佐々町消防団条例の改正内容ですが、改正後の新旧対照表、第13条第1項を御覧ください。

第1項では、改正後の旅費条例の規定の例に基づいて、旅費を支給する旨を定めておりますので、改正後の旅費条例の条例番号に改正をしております。

第2項では、団長、副団長については、改正後の旅費条例の副町長の旅費額で支給をする旨を、それ以外の団員については、一般職の職員の額で支給する旨を規定しております。

附則。施行期日、第1項。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置、第2項。この条例の施行期日前に、改正前の条例を適用する旅費の支給については、なお従前の例による。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6番（阿部 豊 君）

総論は理解するんですけど、例えて、気になったのが、3ページの議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の中で、ちょうど改選も控えているという状況の中、これまで特別職の報酬審議会等を踏まえて、今、議員の報酬につきましても、なり手不足ということで、これまで上げられてきた経過があると認識しております。

費用弁償の額について、そこのところも特別職の報酬審議会の中での議論を踏まえて、額が

変わっていないというような状況で、他市町村と比較して、そういった議論がなされたのかなというところは、参考までに、どのような議論があって、据置きで今回になっているのかというのを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の、報酬審議会の中で議論があったかという御質問だったかと思いますが、費用弁償の額の議論はなかったものと記憶をしております。

今回の改正につきましては、旅費条例の改正に伴い、その関連する部分のみの改正としておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。理解はしています。議論のテーブルにすら上がっていなかったということですね。

今の社会情勢も踏まえて、議員のなり手不足が課題になっております。経済的な負担というところが課題にあるんじゃないかというのがありますから、そのところ、この費用弁償を、会議に出席してっていうことで、仕事ないしを休んで出席するという形になるわけですね、若手の議員の場合ですね。このままで、これが議論に値するのか、しないのか、町長の考え方をちょっとお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり、今、議員さんのなり手といいますか、そういうことも少ないし、報酬についてもやはりいろいろ議論が出ているということでございますので、これについても、先ほどの費用弁償についても、やはり議論の俎上には乗るべきではないかとは思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

各世代の方の、特に現役世代の方の議員のなり手がなかなか厳しいというのが、今、社会現象として報道等でも聞きますし、現に今回はもう改選を控えているわけですね。そういった課題を、事前に前向きに、早めに解決していただいて不安を解消し、我こそはという若手の方々が、立候補しやすいような環境づくりということも執行の中で念頭において、こういった改正の際に併せて課題を解決するという姿勢で臨んでいただければ、議員のなり手不足の解消にも、一助にもなるかと思っておりますので、そういったことを希望して、意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第11号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の改正内容を御説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑法が改正されまして、その刑法の改正の内容でございますが、令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行となっております。

内容につきましては、刑法に定められております懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設するという内容になっておるものでございます。それに伴いまして、関係条例の懲役、禁錮の記

載があるものを、拘禁刑に改正をするものでございます。

2ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1章、関係条例の一部改正。職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第21条の2の第3号、第4号、第21条の3第1項第1号、同条第3項第1号に、改正前に「禁錮」の規定がありましたものを「拘禁刑」に改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

佐々町消防団条例の一部改正。

第2条、佐々町消防団条例（令和4年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

こちら、第5条第1号に、改正前「禁錮」とありましたものを「拘禁刑」に改正をさせていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。

佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。

第3条、佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

第3条第4項、第5項の改正前に「懲役」とありましたものを、改正後「拘禁刑」に改めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。

第4条、佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年佐々町条例第3号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

改正前、第17条の中に「懲役」とありますものを、改正後「拘禁刑」に改めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正。

第5条、佐々町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

こちら改正前、第52条、第53条、第54条の中に「懲役」とありましたものを「拘禁刑」に改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2章、経過措置。第1節、通則。第6条から第8条に、この条例に対する経過措置を定めております。

附則、施行期日。この条例は、令和7年6月1日から施行する。

説明は、以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第12号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第6、議案第12号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第12号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

職員の給与に関する条例等の改正内容について御説明いたします。

今回の主な改正の内容は、令和6年度の人事院勧告に伴い、国の係長から本府省課長補佐級の俸給の最低水準の引上げに該当する本町給料表の改正、扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大、通勤手当の引上げ・支給要件拡大、再任用された職員への手当支給拡大などです。

議案書67ページをお開きください。

左側、中段の俸給の最低水準の引上げですが、本町の行政職給料表、医療職給料表1、2、3、こちらは規則での改正になりますが、現業職給料表の該当級以降の初号近辺の号俸をカットして、各級の初号の額を上げるものでございます。

69ページをお開きください。

左側、上段を御覧いただければと思いますが、扶養手当の見直しということで、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を上げるものでございます。廃止、引上げは2年間で段階的に実施され、配偶者手当は現行6,500円のところ、令和7年度は3,000円に減額され、令和8年度から廃止されます。子に係る手当は現行1万円のところ、令和7年度が1万1,500円、令和8年度から1万3,000円となります。

左側、下段を御覧いただければと思いますが、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯拡大ということで、平日深夜に係る支給対象時間帯を、これまでの午前0時から午後5時までのところを、午後10時から午前5時までに拡大いたします。

右側、上段を御覧いただければと思いますが、通勤手当の引上げということで、支給限度額を15万円に引上げ、新幹線の特急料金なども支給限度額の範囲内で全額支給するよう改正いたします。

右側、下段を御覧いただければと思いますが、再任用された職員への手当支給の拡大ということで、住居手当を新たに支給対象といたします。

71ページを御覧ください。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されますが、そのうち令和7年4月1日から施行される分につきまして、今回改正を行うものでございます。

まず、改正の概要の1の②を御覧いただければと思いますが、残業免除の対象となる職員の範囲を、現行の3歳になるまでの子から、小学校修学前の子を養育する職員に拡大する改正を行います。また、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化として、3の①、②に係る改正を行います。

それでは、2ページにお戻りいただければと思います。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後の第12条を御覧いただければと思いますが、先ほど御説明いたしました扶養手当の見直しに係る改正を行っております。

それから、4ページから7ページにかけての第14条でございますが、こちらは通勤手当の引上げに係る改正を行っております。

それから、7ページから8ページにかけてをお願いいたします。

改正後の第20条の2ですが、こちらは管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯拡大に係る改正を行っております。

9ページから36ページに、改正後の行政職給料表、医療職給料表1、2、3をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

37ページをお願いいたします。

第2条、佐々町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらは、朗読は省略させていただきます。

改正後の第5条第2項ですが、こちらは扶養手当の見直しに係る改正を行っております。

それから改正後の第20条の2、適用除外ですが、改正前の第5条の2を削除するものですが、第5条の2が住居手当に関する条文となっておりますので、第5条の2を削除することで、再任用職員への住居手当の支給を可能にする改正を行っております。

39ページをお願いいたします。

第3条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

改正後の第4条の規定ですが、こちらは扶養手当の見直しに係る改正を行っております。

それから、39ページから42ページにかけての第5条ですが、こちらは通勤手当の引上げに係る改正を行っております。

それから、42ページをお願いいたします。

改正後の第20条の2、適用除外ですが、改正前の新旧対照表を御覧いただければと思いますが、第4条の2を削る改正となります。第4条の2に住居手当に関する規定が示されておりますので、第4条の2を削除することで、再任用職員への住居手当の支給を可能にする改正となっております。

なお、改正後の現業職員の給料表については、72ページ以降に規則案をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

43ページをお開きください。

第4条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

改正後の第8条の4第2項ですが、こちら残業免除の対象となる職員の範囲を、小学校修学前の子を養育する職員に改正するものとなります。

45ページをお開きください。

改正後の第16条の2ですが、先ほど73ページの3の①に記載しておりました、職員が介護を必要とする状況に至った場合の両立支援制度等についての周知、意向確認を行うことを規定した条文を追加しております。

また、改正後の第16条の3ですが、こちら先ほど73ページのほうで御説明いたしました3の②に記載しておりました、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、勤務環境の整備を規定した条文を追加しております。

46ページをお願いいたします。

第5条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら、朗読は省略させていただきます。

改正後の第18条第3項ですが、こちらは本来であれば法律の条項ずれの改正のみでしたが、法律名等が規定されていなかったこと、また、介護に関する規定が入っておりませんでしたので、それを規定する改正となっております。

47ページをお開きください。

附則、施行期日、第1項。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附則の第2項につきましては、給料表の改正に伴う号級の切替えに関する規定となっております。

ます。号級の切替えにつきましては、48ページから64ページにつけております附則別表に基づき行うこととなります。

第4項、第5項は扶養手当の見直しに係る経過措置となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

おおむね、総論的には理解するんですけど、分からないのが、条例に定めてあった部分を規則で定めるという部分があるんですが、その規則の変わった分についての資料がないもので。というのも、通勤手当とかの分が、条例に記載してあった部分が規則のほうに行っているわけですね。そういった分の資料はないんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、休憩しましょうか。いいですか。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

今、議員がおっしゃられている分は、現業職員の部分と——（阿部議員「いや、じゃあもう一回いいですか。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

通勤手当の記載の分も規則で定めるんですね。額とかの表示も。これまで何キロから何キロは幾らという分を削除して、規則で定めるような趣旨になっているのかなというふうに理解しているんですけど、そこがどのように示されているのかというのが、今、いただいている条例だけでは見えないもので、そこがあえて添付されていないので、どういったことなのかという事で聞いております。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

申し訳ございません。今、議員がおっしゃられております、例えば自動車で通勤する場合の何キロから何キロが何千円という規定は、改正後もそのまま条例のほうに残ることとなっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

例えば、41ページで使用距離のやつ、アンダーラインの引いてあるんですよね。何て改正後、記載がないんですよ。改正前のところでアンダーライン、41ページで、全て使用距離によって手当の金額が示してある分が改正後はないもので、規則で定められているのかなというふうに理解したんですけど、私が間違っているんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時40分 休憩）

（13時41分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

お時間いただき申し訳ございません。

議案書の6ページを御覧いただければと思いますが、6ページに第14条の第2項の第2号で略としておりますが、そちらに先ほど申し上げた何キロから何キロまでがってという規定は入っておりますので、改正後もそのまま残ることとなります。

よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目ですけど、どうぞ。（阿部議員「今のとで理解できた。ちょっと休憩してください。」）

暫時休憩します。

（13時42分 休憩）

（13時43分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、もう1回いいですか。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

たびたびお時間いただきまして申し訳ございません。

41ページに記載のあります、何キロから何キロまでが幾らという規定でございますが、こちららはもともと現業職の給与の種類及び基準に関する条例では明文化する必要がなく、これまで通勤手当のみが明文化してありましたので、現業職の手当は一般職の例によるので不要ということで、こちらのほうは今回削除をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目ですが。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

内容が分かったところで聞かせていただきます。

何を言わんとするかというと、通勤手当の見直しで新幹線云々というのは、やっぱり県とか国とか大きい組織、上部団体の該当する部分じゃないかなと思うんですけど、地方においてはマイカー通勤というか、バス通勤、汽車通勤を含めてあると思うんですよね。

それで、これだけガソリンが高騰したときに、現状の通勤手当が適正なのかっていう部分については、どのように示されているのかということと、近隣の市町村の通勤手当、この部分一番多いところがマイカーじゃないかなと思うんですけど、そういった状況はどのように把握されているのかと、本町の通勤手当が、そこと比較してどうなのかというのを確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

マイカー通勤に係る通勤手当につきましては、申し訳ございません、恐らくですが、ここ何年も改正されていない部分かと思います。今、議員がおっしゃられたとおり、ガソリン代も高騰しておりますので、見直す必要があるのではないかと考えておりますが、ちょっとよそとの比較も今のところはしておりませんし、国の規定も本町の規定と同じようになっておりますので、今後、国の情勢を見ながら検討させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

国のほうのやつは、自分たちが主体としての人勧で、地方のことまで考えてあるのかということ、ちょっとはてなという部分があるんで、そこら辺は的確に近隣の状況も踏まえて、適正な手当を支給すべきではないかということで質疑をしておりますので、職員組合等々もあらわれるとは思いますが、やっぱりこれだけ物価、燃料費高騰という状況がありますので、適正な手当の給付というのをするように求めて、意見を述べさせていただきたいと思います。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第12号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第13号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、条例の説明をいたします。

まず初めに、資料の8ページを御覧ください。

今回改正する条例ですが、3つの条例の改正となります。

改正理由といたしましては、先ほどもありましたように、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が改正され、第2条において項ずれが生じたためでございます。

下記の表にありますとおり、第2条第8項に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されたことにより項ずれでございます。

それでは、条例のほうをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条、佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

この税条例につきましては、法人番号に関するものが項ずれということで、改正となっております。

まず、町民税の申告、第36条の2になります。7行目になりますけども、こちら「第2条第15項」が「第2条第16項」、それから第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出、こちらの第1号になります。

次のページ、3ページを御覧ください。

3ページの2行目の「同条第15項」が「同条第16項」に改正となります。

それから次に、第89条、種別割の減免になります。こちら第2号のところになるんですけども、5行目です。こちらが「同法第2条第15項」が「同法第2条第16項」に改正となります。

それから第139条の3、特別土地保有税の減免、こちら次のページになりますけども、第1号の3行目になります。「第2条第15項」が「第2条第16項」に改正となります。

続いて、5ページを御覧ください。

第2条、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらのほうは、朗読を省略させていただきます。

こちらにつきましては、第2条の定義になりますけども、第3号の特定個人情報の箇所になります。「第2条第8項」が「第2条第9項」に、次、第4号の個人番号利用事務実施者、こちらのほうが「第2条第12項」が「第2条第13項」。それから第5号になります。情報提供ネットワークシステム番号法「第2条第14項」が「第2条第15項」に改正するものです。

続きまして、6ページを御覧ください。

第3条、佐々町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

第2条の定義のところになります。第10項になります。特定個人情報の箇所になりますけども、こちらの3行目です。「第2条第8項」が「第2条第9項」に改正となります。

それから、第12条、利用及び提供の制限のところになりますけど、次ページの7ページの表を御覧ください。第38条第1項第1号になります。こちらの13行目、番号利用法「第2条第9項」を「第2条第15項」に改正するものです。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
2時10分まで、暫時休憩といたします。

（13時57分 休憩）
（14時09分 再開）

— 日程第8 議案第14号 佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第8、議案第14号 佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例廃止の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第14号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）
それでは、3ページの資料を御覧ください。
まず初めに、今回廃止を提案します条例の概要について御説明いたします。

この条例につきましては、母子家庭等の児童が就職しようとする場合において、適当な身元保証人が得られないとき、長崎県母子家庭等児童の身元保証に関する条例に基づき、知事に対し町長が身元を保証することにより、その就職を容易にし、福祉の増進を図ることを目的として、昭和31年に条例が制定されています。本条例には長年活用実績がなく、今後も見込みがないことから、条例の廃止を提案するものになります。

また、同様に県にも同じような条例が制定されておりまして、町と重複しておりまして、この町条例がなくとも県の条例により身元保証が可能となるため、廃止をするものです。

なお、実際、県への申請をする際には、申請者の居住地の市町及び福祉事務所長を通じて、知事に提出することとなっております。

それでは、2ページを御覧ください。

佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例を廃止する条例。佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例（昭和31年佐々町条例第31号）は廃止する。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第15号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第15号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第15号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、7ページの資料を御覧ください。

改正理由ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたことに伴い、本町の条例について関係条例の整理を行うものになります。

改正の内容としましては、特定地域型保育事業者は、保育の内容に関する支援、代替保育の提供について、連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所、連携施設といいますが、その施設の確保をすることが義務づけられております。今回、その確保について著しく困難であると認める場合における、保育内容支援や代替保育の基準の緩和及び経過措置の延長による関係条文の整理となります。

今、説明しました特定地域型保育事業とは、8ページに参考として掲載しておりますが、町内には、現在、該当施設はございません。

それでは、条例のほうをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、第37条の利用定員のところでございます。

7行目の後段と9行目の後段につきまして、第42条第2項、第1項と第2項の間に第2項と第3項が追加されますので、そのことによります条文の整理となります。それぞれ「第42条第1項」が「第42条第3項」に改正されるものです。

次のページを御覧ください。

第42条、特定教育・保育施設等との連携になります。

2行目になります。こちら項が追加されたことによりまして「第5項」が「第7項」に改正となります。

続きまして、その下の第1号の5行目になります。保育内容「（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」が追加されるものです。

それから第3号になります。

次のページの、すみません。第3号の5行目になります。「第4項第1号」が「第6項第1号」、これは項が追加されたことによる改正になります。

4ページを御覧ください。

第42条第2項になります。

こちら、保育内容支援の基準の緩和ということで、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することが可能となった条文が追加されたものでございます。

続きまして、第42条第3項になります。

こちら、今、説明しました、第2項にあります連携施設以外の保育を提供する事業者について追加するものでございます。

それから、第42条の第4項、第5項、4ページから5ページにまたがりますが、こちら特定地域型保育事業所の職員の病休・休暇等により、特定地域型保育を提供することができない場合に提供する保育、これを代替保育といいます、この代替保育の基準の緩和について条文が追加されたものになります。

最後です。6ページをお願いいたします。

附則、第5条になります。連携施設に関する経過措置です。

4行目ですけれども、改正前が「市町村」となっていたものを「町」と改正するものです。

それから、6行目を、連携施設を確保しないことができる期間を「10年」から「15年」に延長する改正を行うものです。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第15号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

課長いいですか。（住民福祉課長「はい。」）

— 日程第10 議案第16号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第16号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第16号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、7ページの資料を御覧ください。

改正理由としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことに伴い、本町の条例について関係条文の整理を行うものとなります。

改正内容につきましては、2つございます。

まず1つ目です。家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供について、国の基準で定められている栄養等の指導や必要な配慮を行うべき栄養士について、栄養士または管理栄養士と改正されたことに伴う関係条文の整理でございます。

こちらにつきましては、管理栄養士養成施設卒業者が、管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえまして、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることの改正が行われましたので、今回、改正するものでございます。

次に2番目ですけれども、2番目は、家庭的保育事業者は保育の内容に関する支援、代替保育の提供について、連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所を確保することが義務づけられておりますが、今回その確保が著しく困難であると認める場合における、保育内容支援や代替保育の基準の緩和及び経過措置の延長による関係条文の整理を行うものでございます。今回の、この家庭的保育事業につきましては、現在、町内には該当施設はございません。

それでは、条例の2ページをお願いいたします。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

初めに、第7条、保育所等の連携でございます。

第7条の第1号、3ページですね。こちらになります。3行目です。「(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること」を追加しております。

それから、その下の第3号の5行目になります。「第4項第1号」を「第6項第1号」ということで、項が追加されたことによります条文の整理となります。

続いて、第7条の第2項でございます。保育内容支援の基準の緩和ということで、連携施設

の確保が著しく困難であると認める場合において、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することが可能となった条文を追加するものでございます。

それから、第7条第3項、4ページになります。第2項にあります連携施設以外の保育を提供する事業者について、追加するものでございます。

同じく、第7条第4項です。こちら、家庭的保育事業所の職員の病気、休暇等により、特定地域型保育を提供することができない場合に提供する保育、これを代替保育と言いますが、この代替保育の基準の緩和についての条文が改正されたものでございます。

次に、第7条第5項になります。5ページになります。第4項にあります連携施設以外の保育を提供する事業者について、追加するものでございます。

続きまして、第17条の食事の提供の特例です。こちらにつきましては、先ほども説明をしましたが、すみません、6ページの第2号のほうに「栄養士」のところ「又は管理栄養士」、それからその2行下の「栄養士」のところを「又は管理栄養士」ということで、栄養士の配置を求める部分につき、管理栄養士を追加するものでございます。

その下の附則になります。

附則。第3条、連携施設に関する経過措置。

6行目になります。こちらでも連携施設を確保しないことができる期間の延長ということで、これを「10年」から「15年」に改正するものです。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第16号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと暫時休憩します。

（14時27分 休憩）

（14時27分 再開）

— 日程第11 議案第17号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第17号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第17号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

資料の14ページを御覧ください。

今回の制定の趣旨ですけれども、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、市町村による認可事業として位置づけられております。この事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準に基づきまして、市町村が定めることとされているため、今回制定するものになっております。

事業の概要です。

保育所などに通っていないこども、ゼロ歳6か月から満3歳未満に適切な遊びや生活の場を与えること、また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育ての情報の提供、助言等の援助を行う事業となっております。

利用対象者は、先ほども申しましたゼロ歳6か月から満3歳未満まで、保育所に通っていないこどもさんとなります。

対象者の認定は、居住する市町が行うことになっております。

利用時間については、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっておりますが、10時間というふうに令和7年度はなっております。

それから利用料につきましては、事業所が直接徴収することになっております。

あと利用方法は、事業所と直接契約するようになっております。まだ予約システム等もあるんですけれども、今後、こちらの活用については検討することになっております。

実施場所につきましては、町内の保育所、認定こども園ということになっております。

資料の説明については以上です。

それでは条例を御覧ください。2ページを御覧ください。

佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次にもありますように、第1章から第3章までで構成され、第1条から第28条の条例制定となりますが、条例全文の朗読は省略しまして、条例の概要説明をもって朗読に代えさせてい

いただきますのでよろしくお願いいたします。

まず第1条、趣旨でございます。先ほど資料でも説明いたしましたが、児童福祉法の規定に基づき基準を定めるため、今回条例を制定するものです。

第2条の定義です。第1号から第8号ありますけども、次ページまでまたありますが、用語の意義について規定したものです。

それから第3条から第5条、最低基準の目的、最低基準の向上などについて規定するものです。

それから、3ページから4ページにまたありますが、第6条、乳児等通園支援事業所の一般原則。事業者が本事業を運営するに当たり、一般原則について規定するものです。

続きまして、第7条、乳児等通園支援事業者と非常災害。消火用具などの必要な設備を設けること、避難及び消火に対する訓練について、少なくとも毎月一回は行うことなどを規定するものです。

それから第8条、安全計画の策定等。4ページから5ページにまたありますが、こちら事業所の設備の安全点検、職員、乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該事業所での生活のほかの日常生活における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないことなどを規定するものです。

続きまして第9条、自動車を運行する場合の所在の確認。事業者が利用乳幼児の事業所外での活動、取組のため、移動のために自動車を運行する際の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと、それから送迎を目的として日常的に自動車を運行するときは、ブザーなどの乳幼児の見落としを防止する装置を備えなければならないことを規定するものでございます。

それから、第10条、11条については、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上について規定するものです。

6ページです。第12条は、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定するものです。

続いて第13条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第14条、虐待等の禁止についてです。こちら、利用される乳幼児に対しまして、差別的な扱いや暴行など有害な影響を与えてはならないことを規定するものです。

次に第15条、衛生管理等です。利用される乳幼児に使用する設備、食器等、また飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、また、衛生上に必要な措置を講じなければならないこと等を規定するものです。

次に、第16条の食事です。次の7ページにまたありますが、事業者が食事の提供を行う場合の調理機能を有する設備を備えることについて規定するものです。

次に第17条、乳児等通園支援事業内部の規程です。第1号から第11号までの重要事項に関する規程を定めることを規定するものです。

次に第18条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿ということで、帳簿の整備について規定するものです。

次に第19条、秘密保持等です。次ページの8ページにまたありますが、職員が正当な理由がなく、その業務上知り得た情報など秘密を漏らしてはならないことや、漏らすことがないよう、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定するものです。

次に第20条、苦情への対応です。事業者は、保護者などの苦情に迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならないなどを規定するものです。

次に第21条、乳児等通園支援事業の区分です。この事業につきましては、一般型と余裕活用型の2種類に区分されることを規定するものです。一般型につきましては、保育所等で定員を

別に設けまして、在園児と合同または専用室を設けて受け入れるものです。2つ目の余裕活用型につきましては、保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れるものとなります。

それでは次に、第22条から第25条については、一般的乳児等通園支援事業について規定するものです。8ページから12ページになります。設備基準、職員の人員配置基準、支援の内容、保護者との連携についてそれぞれ規定するものです。

次に第26条です。こちら、12ページから13ページにまたがりますが、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について、保育所や認定こども園など各施設の国基準を遵守することを規定するものです。

次に第27条、準用です。第24条、第25条の規定について、余裕活用型の事業に準用することを規定するものです。

最後に第28条です。電磁的記録についてです。記録などの書面について、書面に代えて電磁的記録ができることを規定するものです。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

イメージが分からないんですけど、保育所などに通っていないこどもに適切な遊びや生活の場を与えることで、実施場所は保育所と認定こども園となっているもので、今度新たに認定保育所や認定こども園の事業所が、この条例によって別枠で、この通っていないこどもたちを受け入れるっていう制度が始まりますよっていうことですかね。そういう認識でいいのか。

それで、利用料については、これはもう条例で定められていないので、運営者のおっしゃる金額で進められていくっていうことなんですかね。

おおむね気になるところが、ちょっと読解力がないもので、イメージが沸かなかったんで、その2点をちょっと確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

この乳児等通園支援制度につきましては、令和7年度につきましては、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられておりまして、国の補助事業として実施されます。

それから、令和8年度から、これが今あります保育所と同じような、新たな給付制度として制度化されるようになりますので、全自治体で実施するように、令和8年度からはなりますので、今年度は補助事業で実施しまして、令和8年度からは給付事業ということで、保育所等と同じような扱いになります。

それから利用料につきましては、今、国のほうから、この運用についての通知等が来ておりますので、そちらのほうにこう記載されているということと、それから、今後こちらのほうで要綱等の整備をすることも予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

事業の概要については、これまでの、冒頭私が言った、認定保育所や認定こども園の別枠で新たに始まる制度っていう認識で。それで、そういう補助事業で令和7年度に始まりますよと。

現状、令和7年度スタートって、もう4月、もう目の前に差し迫っているんですけど、手を上げられている事業所、うちで言えば、1公立保育所と3民間の保育所、認定こども園があると思うんですけど、全ての事業者が、この事業を開始されるという理解でよろしいんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

この制度につきましては、今、毎月1回行っております園長会等で説明をしているところです。

実施については、まだどの園がするかというのは未定なんですけども、こちらのほうで検討しているのは、先ほど申しました一般型と余裕活用型というのがあるんですけども、この余裕活用型が該当するのではないかとということで、こちらのほうでは考えております。

今後、4月1日の定員の状況を見ながら、この事業については、どこの施設が実施するのかというのは協議してまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。まだ未定ではあるけども、余裕活用型でされる。

結局、保育所についても認定こども園についても、通われているこどもさんの年齢に対する保育士の確保っていう部分で、現状そういった施設の職員さんの人数によって、どれだけの定員のっていうのがあると思うんですよね。それを超えての、この制度の活用ですから、余裕活用型で保育士に余裕のあられる園は取り組みやすいかもしれないんですけど、それを超えるととなると、そこに新たな保育士さんの確保っていうことや、人件費や施設の容量っていうかですね、そういったことでいろいろ経費がかかってくると、そういった部分を補助事業で賄えと、賄っていくんだと。

補助対象事業でどういうのがあるのかっていうの自体が、ちょっとまだ理解できていませんけど。そういうのを活用しながら、利用料を抑えて運営されるんなら、実に有意義なことだと思うんですけど、そこら辺が、私も所管委員会で聞いていまして、分からなかったんで聞かせていただいているんですけど。

執行としてはどれぐらいの、極論、該当のこどもさんが町内にいらっしゃるかっていうのは、つかんでいらっしゃるのかと思うんですけど、参考までにそこら辺の詳細が分かれば教えていただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

この乳児等通園支援事業につきましては、こども計画の中で計画のほう立てております。一応、数字としては、1施設11人というふうに、今のところ予定をしているところです。

よろしくお願いいたします。（阿部議員「町内にはどれくらいおらすとですか。」）

町内には、今回、こども計画をつくるに当たりましてアンケートを取ったんですけども、家庭で保育をされている保護者がいらっしゃるしまして、97世帯中、その中でも保育を定期的に利用していない方で、お子さんがゼロ歳から2歳の方のみの保護者の方にお聞きしたところ、46世帯から回答を得まして、7割の方がちょっと利用したいということで、アンケートのほうでは回答をいただいているところです。

よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第17号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第18号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第18号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第18号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

資料の5ページを御覧ください。条例の概要でございます。

この放課後児童健全育成事業に配置する放課後児童支援員について、全国的に放課後児童支援員が不足している状況や、県の実施する研修が年に一度しか行われてない状況を踏まえまして、本町においても放課後児童支援員の不足により条例基準、この条例基準といいますのが、保育士や学童の経験年数を満たした方で、なおかつ県の研修を受けた方っていうのが条例基準になるんですけども、これを満たすことができない場合が発生した際に、一時的に有資格者を放課後児童支援員とみなして、事業を継続実施することができるよう、みなし規定に係る整備を行うものでございます。

改正内容です。条例第10条の職員の規定について「ただし、当該研修を終了しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに当該研修を終了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができる」との条文を追加し、附則、第3条、職員の経過措置（支援員のみなし規定）について削除するものでございます。

それでは条例のほうをお願いいたします。2ページをお願いいたします。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第29号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。

先ほども説明しましたように、4ページの附則の第3条、職員の経過措置ということで、こちらで附則でうたっておりましたところを、今回2ページの第3条第3項の5行目に「ただし」の後になりますが、こちらに「2年を経過する日までに当該研修を終了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができる」旨を追加するものとなっております。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第18号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第13 議案第19号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る
基準に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、議案第19号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第19号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

4ページの資料を御覧ください。

改正理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、本町の条例の関係条文の整理を行うものになっております。

改正内容です。指定地域密着型介護老人福祉施設において、ほかの事業所が併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員のうち「栄養士」について「栄養士もしくは管理栄養士」とすることになったことによる関係条文の整備となります。

先ほどもありました、管理栄養士養成施設卒業者が、管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえまして、今回改正するものになっております。

なお、本町において指定地域密着型介護老人福祉施設はございません。

それでは、条例のほうをお願いいたします。2ページをお願いいたします。

佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成

25年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。

第151条の従業員の員数になります。

第13項になります。3ページを御覧ください。3ページの1行目のこちら「栄養士」とあるところを「栄養士もしくは管理栄養士」と追加するものです。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑なしでいいですか。はい、質疑終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第19号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（14時55分 散会）